

共済ながさき

平成19年6月発行
第132号



もくじ

長崎市の本組合加入を決定	2
本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます	2
年金課からのお知らせ	3
保健課からのお知らせ	
心とからだの健康セミナーを開催します！	4
健康だより	5
福祉課からのお知らせ	
共済組合の貸付事業ごぞんじですか？	6
積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール	7
共済組合の積立貯金をご利用ください!!	7
共済ながさき見聞録	8

= 江迎 千灯籠まつり =

毎年8月23日・24日に行われる「江迎千灯籠まつり」。日本一の灯籠タワー（高さ25m）には3,300個の灯籠が灯され、町は約1万個の灯籠で幻想的な雰囲気になります。この祭りは、江迎町のみならず県北を代表する夏の風物詩として、毎年大きな賑わいを見せています。

（写真・ことばとも江迎町役場提供）

長崎市の本組合加入を決定

平成17年1月4日に当組合を組織する近隣6町との市町村合併を向かえるにあたり、平成16年2月6日付けにて平成17年1月1日を加入希望日とした申し入れがあり、この申し入れを受け、長崎市加入問題検討特別委員会を設置し、協議・検討を重ねた結果、合意に至らず、継続協議となっていました。被用者年金制度の一元化、医療保険制度改革等をはじめとする近年の共済組合・健康保険組合を取りまく諸事情の変化を踏まえ、昨年12月26日付けで長崎市から改めて申し入れがありました。

当組合ではこの申し入れを受け、長崎市加入問題検討特別委員会及び組合会議員全員協議会等で協議・検討した結果、地方公務員共済制度の適用を受ける市町村の職員であり、公務員制度の一環として位置づけられた共済制度の維持、存続を図る必要があること、又、各事業におけるスケールメリットが期待できること等、総合的に勘案して本年4月27日開催の第142回組合会で平成20年4月1日から加入を認める議決を行いました。

組合員の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

▶▶▶ 本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます ◀◀◀

平成16年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成19年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：‰)

区 分	平成19年8月まで (現 行)	平成19年9月から 平成20年8月まで
給料に対する 割 合 ※	88.075	90.2875 (+2.2125)
期末手当等 に対する割合	70.46	72.23 (+1.77)

※ 給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。

したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることになりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

なお、平成20年9月以降の長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：‰)

区 分	平成20年9月から
給料に対する 割 合	92.50 (+2.2125)
期末手当等 に対する割合	74.00 (+1.77)

※ 長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

● 次回の財政再計算は、平成21年に行われる予定です。

年金課からのお知らせ

●●●●● 年金制度加入歴の整理はお済みですか？ ●●●●●

将来の年金請求に備え、年金制度加入歴や年金の請求先を整理しておきましょう。

公 務 員 期 間 の 通 算

地方公務員の組合員期間は、それぞれの組合の組合員期間が通算され、また、国家公務員の組合員期間とも通算されます。

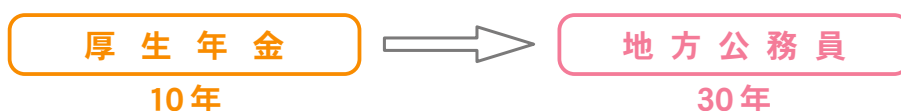


B市が所属する共済組合へ40年分の年金を請求

国家公務員及びA市の記録はB市が所属する共済組合へ移管され、組合員期間は40年となります。年金については、B市が所属する共済組合へ請求することとなります。国家公務員共済組合及びA市が所属する共済組合へ年金を請求する必要はありません。

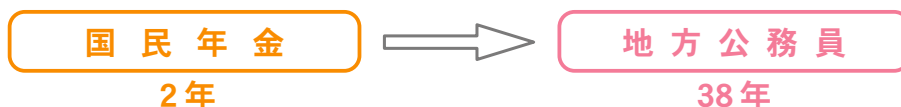
他の公的年金制度の加入期間があり、その年金を請求する際に公務員の期間の「年金加入期間確認通知書」が必要ですが、それについてもB市が所属する共済組合へ請求することとなります。

厚生年金・国民年金・私学共済への加入歴がある場合



社会保険庁へ10年分の年金を請求・共済組合へ30年分の年金を請求

他の公的年金制度の加入期間については、共済組合では把握していませんので、共済組合以外の公的年金加入期間を確認する必要があります。確認する書類として「年金加入期間確認通知書」を社会保険庁・共済組合のそれぞれへ請求し、届きましたらそれぞれの年金請求時に添付します。年金もそれぞれから支給されます。



社会保険庁へ2年分の年金を請求・共済組合へ38年分の年金を請求

国民年金は原則65歳から支給されますので、65歳になったら請求することとなります。

共済年金を請求する際には、国民年金の「年金加入期間確認通知書」を提出してください。

58歳時に社会保険庁から通知されます「年金加入記録のお知らせ」や、60歳前に送付されます「年金の裁定請求案内」の通知内容なども参考に、加入記録を整理しておきましょう。

保健課からのお知らせ

心とからだの健康セミナーを開催します！

生活習慣改善事業として、女性組合員及び女性の被扶養配偶者を対象に、心とからだを健康で健やかに過ごすための支援を目的とした「心とからだの健康セミナー」を開催します。

日程、場所及び内容は次のとおりですので、多くの方のご参加をお待ちしております。（参加費は無料ですが、会場までの交通費は個人負担となりますのでご了承ください。）

※ 参加を希望される方は、所属所の共済組合事務担当者までご連絡ください。

日 時 7月26日（木）午後1時30分～7月27日（金）午後4時15分
場 所 弓張りの丘ホテル（佐世保市）

内容（予定）

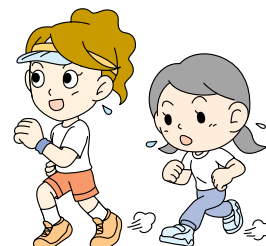
【1日目】

時 間	内 容
13：00	受付（食生活習慣チェックシートの記入）
13：30	開講式、オリエンテーション
13：40	テーマ1 食生活、習慣関連：県立長崎シーボルト大学 田中 一成先生 食生活等に関すること
15：10	休憩
15：30	グループ対抗クイズ
15：45	テーマ2 運動、体の健康関連：長崎大学 小原 達朗先生 体の健康に関すること、気軽にできるウォーキング、 周辺の散歩、ストレッチの方法の紹介、講義等
17：00	一日のまとめ・解散
18：00	夕食

【2日目】

時 間	内 容
	朝食
9：00	職場でできる簡単ストレッチ、マッサージ等：日本予防医学協会 保健師
9：20	テーマ3 メタボリックシンドローム関連：日本予防医学協会 保健師 メタボリックシンドロームの定義、日常生活のポイント等、健康診断結果の見方等
10：20	休憩
10：30	テーマ4 お口（歯）の健康関連：歯科衛生士 歯間スッキリ体験、歯周病検査（※検査結果は後日送付）
11：45	昼食
12：45	テーマ5 心の健康（メンタルヘルス）関連：聖トマス大学 池田 浩先生 心の健康に関すること
14：15	休憩
14：25	テーマ6 更年期障害、女性特有の疾患関連：佐世保共済病院 梅崎 美奈先生 更年期障害、女性特有の疾患について
15：45	セミナーを通して グループワーク（2日間の振り返り）、自分宛に手紙を作成、アンケートの記入など
16：15	閉講式

※ スケジュール等については変更することもあります。



健康

health to letter
だより

6月4日～10日は、
歯の衛生週間です。

共済組合では皆様の所属所を巡回し、歯の健康づくり支援事業を5カ年計画で実施しましたが、その後、皆さん歯の健康について意識していますか？

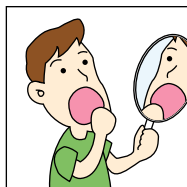
6月4日から6月10日まで、歯の衛生週間です。この機会に再度歯の健康づくりについて考えてみましょう。

「8020 運動」は、平成元年から推進され、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標にしています。歯を失う主な原因は、90%がむし歯と歯周病です。

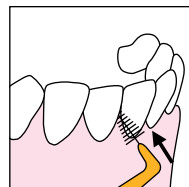
むし歯や歯周病になる大きな原因はプラークです。むし歯や歯周病の予防は、歯磨き（ブラッシング）が基本です。

- ・ 1 日 1 回は入念なブラッシングをする。
- ・ 歯磨き剤は少なめに使用する。
- ・ 歯間や歯肉との境目は歯間ブラシやデンタルフロスを使用する。
- ・ 定期的に歯科医院を受診して、むし歯の早期発見、早期治療に心がけ、歯石除去等をしてもらう。

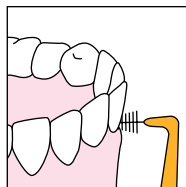
【歯間ブラシの使用方法】



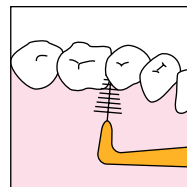
必ず鏡を見ながら
使います



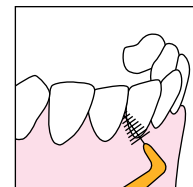
歯肉を傷つけない
ように、ゆっ
くり挿入します



前後に 2～3 回
動かし清掃しま
す

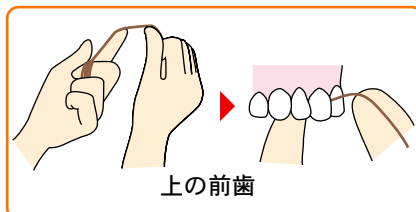


奥歯は内側から
も使いましょう

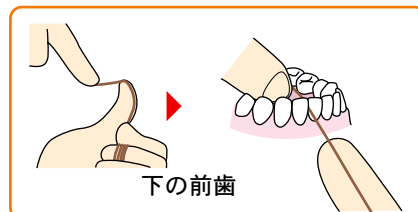


取り出す時は、
ゆっくり抜き取
ります

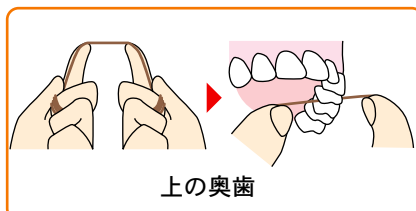
【デンタルフロスの使用方法】



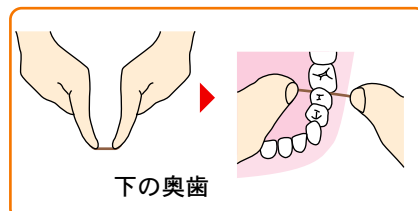
上の前歯



下の前歯



上の奥歯



下の奥歯

福祉課からのお知らせ

共済組合の貸付事業ご存知ですか？

共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とする時に次のような貸付けを行っています。借入れを考えている方につきましては、ぜひ共済組合の貸付制度をご活用ください。

《貸付の種類及び用途》

貸 付 種 別		用 途
普 通 貸 付		組合員が、車、家電等生活必需物資の購入のため臨時に資金を必要とするとき
住 宅 貸 付		組合員が、自己の用に供するために住宅を新築、増築、改築、修理若しくは購入又は住宅の敷地を購入するとき
災害貸付	災害新規貸付	組合員の住宅、住宅の敷地又は家財が、水震火災その他非常災害や盗難等により損害を受けたとき
	災 害 再 貸 付	現在、住宅貸付又は災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地が、災害による損害を受けたとき
在宅介護対応住宅貸付		要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入するとき
特別貸付	医 療 貸 付	組合員又はその被扶養者の療養（高額療養費の支給対象となる療養を除く。）に必要な費用
	入 学 貸 付	組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）の入学（学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校、各種学校又はこれに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関。）に必要な費用
	修 学 貸 付	組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）の修学（学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校、各種学校又はこれに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関。）に必要な費用
	結 婚 貸 付	組合員、その被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻に必要な費用
	葬 祭 貸 付	組合員の配偶者、子、父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の葬祭に必要な費用

《貸付限度額》

貸 付 種 別	限 度 額																												
普 通 貸 付	申込時の給料月額×6ヶ月分に相当する金額（最高限度額 200 万円）																												
住 宅 貸 付	○住宅貸付及び災害貸付 住宅貸付額又は最低保障額のいずれか高い額（最高限度額 1,800 万円、災害再貸付は 1,900 万円） 住宅貸付額…申込時の給料月額×（表 1）に掲げる月数（災害再貸付は 2 倍。10 万円単位に切上げ。） 最低保障額…（表 2）に掲げる金額 ○在宅介護対応住宅貸付 在宅介護対応部分の工事（購入）費用に相当する金額（最高限度額 300 万円）																												
災 害 貸 付	（表 1） <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th><th>月数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 年以上 6 年未満</td><td>7 月</td></tr> <tr><td>6 年以上 11 年未満</td><td>15 月</td></tr> <tr><td>11 年以上 16 年未満</td><td>22 月</td></tr> <tr><td>16 年以上 20 年未満</td><td>28 月</td></tr> <tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>43 月</td></tr> <tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>60 月</td></tr> <tr><td>30 年以上</td><td>69 月</td></tr> </tbody> </table> （表 2） <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th><th>最低保障額 （カッコ内は災害再貸付）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>3 年未満</td><td>100 万円（ 150 万円）</td></tr> <tr><td>3 年以上 7 年未満</td><td>400 万円（ 450 万円）</td></tr> <tr><td>7 年以上 12 年未満</td><td>700 万円（ 750 万円）</td></tr> <tr><td>12 年以上 17 年未満</td><td>900 万円（ 950 万円）</td></tr> <tr><td>17 年以上</td><td>1,100 万円（1,150 万円）</td></tr> </tbody> </table> 注）組合員期間は貸付交付希望月までの期間	組合員期間	月数	1 年以上 6 年未満	7 月	6 年以上 11 年未満	15 月	11 年以上 16 年未満	22 月	16 年以上 20 年未満	28 月	20 年以上 25 年未満	43 月	25 年以上 30 年未満	60 月	30 年以上	69 月	組合員期間	最低保障額 （カッコ内は災害再貸付）	3 年未満	100 万円（ 150 万円）	3 年以上 7 年未満	400 万円（ 450 万円）	7 年以上 12 年未満	700 万円（ 750 万円）	12 年以上 17 年未満	900 万円（ 950 万円）	17 年以上	1,100 万円（1,150 万円）
組合員期間	月数																												
1 年以上 6 年未満	7 月																												
6 年以上 11 年未満	15 月																												
11 年以上 16 年未満	22 月																												
16 年以上 20 年未満	28 月																												
20 年以上 25 年未満	43 月																												
25 年以上 30 年未満	60 月																												
30 年以上	69 月																												
組合員期間	最低保障額 （カッコ内は災害再貸付）																												
3 年未満	100 万円（ 150 万円）																												
3 年以上 7 年未満	400 万円（ 450 万円）																												
7 年以上 12 年未満	700 万円（ 750 万円）																												
12 年以上 17 年未満	900 万円（ 950 万円）																												
17 年以上	1,100 万円（1,150 万円）																												
在 宅 介 護 対 応 住 宅 貸 付																													

共 済 な が さ き

貸 付 種 別		限 度 額
特別貸付	医療貸付	一の貸付事由ごとに申込時の給料月額額の6ヶ月分に相当する金額（最高限度額100万円）
	入学貸付	一の貸付事由ごとに申込時の給料月額額の6ヶ月分に相当する金額（最高限度額200万円）
	修学貸付	当該貸付の対象となる高等学校等において定められている修業年限に相当する月数、1月につき10万円で1年毎に120万円（修業年限中途からの貸付は、貸付希望月から起算して残存する月数）
	結婚貸付	一の貸付事由ごとに申込時の給料月額額の6ヶ月分に相当する金額（最高限度額200万円）
	葬祭貸付	一の貸付事由ごとに申込時の給料月額額の6ヶ月分に相当する金額（最高限度額200万円）

注）普通貸付・特別貸付の申込額…1万円単位での申込みができます。（1万円未満の端数については切捨て。）

注）住宅貸付・災害貸付の申込額…50万円まで5万円単位、50万円より10万円単位での申込みができます。

400万円を超える貸付については、抵当権を設定していただきます。

《申込締切日、貸付日》

種 別	締 切 日	貸 付 日
普通貸付 災害貸付 特別貸付	5 日	末日（12月は25日） ※銀行休業日にあたるときは、前営業日となります。
住宅貸付 在宅介護対応 住宅貸付	貸付希望月の前月20日	

注）申込みに際しての書類については、それぞれの貸付種別により添付書類等が異なりますので、貸付を希望される場合には所属所の事務担当者へご確認ください。

《積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール》

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	締 切 日	送 金 日	締 切 日	送 金 日
平成19年 7月送金	6月29日	7月13日	7月5日	7月31日
	7月13日	7月31日		
平成19年 8月送金	7月31日	8月15日	8月3日	8月31日
	8月15日	8月31日		
平成19年 9月送金	8月31日	9月14日	9月5日	9月28日
	9月14日	9月28日		

※締切日までに、共済組合へ必着するよう手続きしてください。締切日を過ぎますと送金できませんのでご注意ください。

※払戻・解約については、共済組合に登録してある登録印での請求となりますのでご注意ください。

※加入してから1年未満の方は払戻はできませんので、ご注意ください。

共済組合の積立貯金をご利用ください!!

☆共済積立貯金の特徴

- ・給料からの天引きで確実に増やせます！
- ・利息は3・9月末日に計算し、翌日に元本に繰入れます！（半年複利 年利0.40％）
- ・払戻・解約手数料もかかりません！
- ・積立額は1,000円単位とお手軽です！

～共済ながさき見聞録(江迎町)～

感動と笑顔に会える町



江迎町は、長崎県北部に位置し、佐世保市（旧吉井町）と平戸市（旧田平町）に挟まれた緑豊かな町です。自然に恵まれた本町には、キャンプ場（オート／フリー）・レストラン等の施設を備えた「白岳国民休養地」があり、多くの方にご利用頂いています。隣接する「白岳（標高373 m）」からは、天候に恵まれれば伊万里湾・平戸瀬戸・九十九島・五島列島まで眺望できますし、白岳湖には日本一のフロート橋もありますので、散策だけの方からキャンプやバーベキューを楽しむ方、レストランでコーヒーや食事をされる方など、その楽しみ方は様々です。



▲白岳公園フロート橋

さて、江迎の名産品の一つとして、「イノシシ肉」があります。これは、農作物に被害を与える「有害鳥獣」の一つであるイノシシを何とか有効利用できないかと考え、平成14年度に食肉処理施設「ヘルシー BOAR」を設立したことに端を発します。江迎町では町内に処理施設があるため、捕獲後直ちに加工することができますし、食肉としての万全な検査体制及び選別（若くて健康な雌のみを加工）などにより、臭みのない旨いイノシシ肉を提供しています。（冷凍（スライス済）で販売中・ゆうパックでも購入可）

自然と歴史を大切にしながら、「感動と笑顔に会える町」の実現に邁進している江迎町です。

（背景の写真は白岳公園全景）



▲イノシシ肉



▲ぼたん鍋



▲鉄板焼き



▲ヘルシー BOAR

長崎県市町村職員共済組合

長崎市興善町6番24号
TEL 095-827-3137 FAX 095-824-9050
URL <http://www.nagasaki-kyosai.jp/>
編集発行人 佐藤 福生